

王子本町二丁目町会細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、王子本町二丁目町会規約（平成4年5月6日施行・以下「規約」という。）に基づき、町会事業の円滑、かつ、適正な運営に資するため、「内規細則」（昭和52年4月1日内規改正・最終）の全部を改正し、その必要な事項を定めるものとする。

(町会旗の取扱)

第2条 この会の会旗は、会長が管理し、この会の諸行事、又は原則として会員が慶弔行事を行う場合には、これを掲揚するものとする。

(部制及び事務分担)

第3条 この会は、部制を置く。会長及び副会長は、理事を含む役員の中から部長、副部長、部員を選任し、役員会の承認を得なければならない。ただし、兼務を妨げない。

- 2 各部の企画・立案事項は、会長に原案を提出し、会長は、事前又は事後に役員会の承認を得るものとする。
- 3 部の事業を実施するに当たっては、他の役員はこれに協力するものとする。
- 4 各部の組織及び事務分掌は、総務部が企画・立案し、会長および役員会の承認をもって決定する。
- 5 前項に基づき決定された内容は、「組織・事務分掌規程」として定め、必要に応じて改廃することができる。

(区域区分・区域部長)

第4条 この会は、区域の区分（第一部～第三部）に従い、区域部長を置く。

- 2 区域の区分は、次のとおりとする。

第一部 王子本町二丁目1番～8番の区域

第二部 王子本町二丁目9番～19番の区域及び十条台一丁目3番～18号～20号の区域

第三部 王子本町二丁目20番～32番の区域

- 3 区域部長は、その区域内の役員及び班長と協調関係を保ち、区域部会の開催、情報の収集、各種資料の配付・回覧等を行い、円滑な町会運営に資するものとする。
- 4 区域部長は、前項の協議事項、又はこれに関する事項について、役員会に提案し審議を求めることができる。

(三役協議会)

- 第5条 この会は、三役協議会を置く。その構成は、会長、副会長、会計とし、会長は、必要があると認めるとき、これを開催する。
ただし、総務部長は、この協議会に出席し、会長を補佐するものとする。
- 2 この協議会は、町会運営の各種協議案件を企画立案し、協議の上、役員会に提案するものとする。
 - 3 協議案件によっては、関係する役員の出席を得て、意見を求めることができる。
 - 4 緊急事態の発生により、早急に役員会を開催することが困難なときは、当面の事態に対処し、事後の役員会に報告、又はその承認を得なければならない。
 - 5 この協議会における決定事項は、構成員全員の同意があったものとみなす。

(会 費)

- 第6条 会員の会費は、次のとおりとする。
会員月額 金200円以上 賛助会員月額 金500円以上
ただし、役員会の承認を得て、会費を減免することができる。
- 2 会費は、原則として6か月ずつ年2回（5月・11月）に分納するものとする。原則として会費は班長が集金し、各部の会計補佐に納入するものとする。
ただし、年間分を前納することができる。
 - 3 既に納入した会費は、これを返還しない。

(弔意金、葬儀手伝い)

第7条 会員及び同居の親族に死亡の事実が発生したときは、次の金額を贈るものとする。

- (1) 会 員 金5,000円
- (2) 同居の親族 金5,000円

- 2 この会に功労のあった者の死亡に際しては、その都度役員会において協議の上、会長より感謝状等を贈り弔意を表する。
- 3 会員及び同居の親族は、第1項及び前項の事実が発生したときは、早急に班に届け出、班長は区域部長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた区域部長は、会長に連絡の上、各掲示板及び回覧をもって会員に周知するものとする。
- 5 喪主より葬儀手伝いの要請を受けた会員は、これに協力するものとする。

(祭礼行事)

第8条 祭礼行事に関する事項は、役員会の審議を経て会長が統括し、その実施に当たっては、祭典委員会を組織する。委員長には会長を、副委員長には副会長もしくは部長を、係には他の役員をもって構成する。

- 2 祭典委員会は、祭礼行事執行に際し、会員に応分の協力をもとめることができる。
- 3 この会計は特別会計とし、その処理は王子本町二丁目町会特別会計規程に遵う。

(会計事務)

第9条 一般会計は収入会計と支出会計とに分け、それぞれの経理に関する事務を担当するものとする。

- 2 収入会計は、第一部～第三部の区域に会計補佐を置く。会計補佐は、会長及び副会長が理事の中から選任し、役員会の承認を得るものとする。
- 3 収入及び支出は、領収書又は伝票（入金・出金）により会長の検印を受けた後、会計諸帳簿に記帳するものとする。

- 4 年度末に財産目録、収支決算報告書を作成し、また、備品台帳を備え付けておかねばならない。
- 5 収支決算報告書は、前年実績と対比し得る形式を以って作成する。
- 6 収支決算報告書における支出欄は、使途もしくは支出主旨に合致する勘定科目を以って構成する。あるいは使途説明補助資料を添える。
- 7 会計諸帳簿の閲覧は、規約第40条の規定を適用する。

(町会会館使用規程)

第10条 この会は、町会会館使用規程を別に定める。

(鍵管理者)

第11条 この会は、町会会館の使用に関し、鍵管理者を置く。

- 2 別に鍵管理規程を定める。

(表 彰)

第12条 会員がこの会の事業運営に貢献し、その功績が顕著であり、表彰に値するものがあるとして、班長又は役員から推薦があったときは、役員会の審議を経て、会長より感謝状及び記念品を授与することができる。

- 2 班長及び役員がその職を継続5年以上在任したとき、また、15年以上在任し退任又は辞任したときは、役員会の協議を経て、会長より感謝状及び記念品を授与することができる。

(報償金)

第13条 町会運営に従事する役員に対し、その活動に報いるための報償金を支給することができる。

- 2 別に役員報償金規程を定める。

(被災見舞)

第14条 会員が災害に遭ったときは、第5条第4項の規定に準じ対処し、見舞金を贈ることができる。金額は役員会で決定する。

(災害対策本部)

第15条 この会は、災害対策本部を別表のとおり編成する。

(官公署等の諸行事への参加)

第16条 役員が官公署及び関係諸団体の行事、又は会合に参加する場合は、役員会の審議を経て、その費用を町会より支出することができる。ただし、官公署等の指定参加人数が多数であるとき、又は高額な費用を要する場合は、行事等の内容により、その人数及び支出額を制限することができる。

- 2 前項の諸行事に参加した役員は、その結果を役員会に報告しなければならない。

(役員、班長等名簿の改訂・届出等)

第17条 役員の交替により新たに役員が選任されたときは、役員名簿を改訂し、会員に対して速やかに開示しなければならない。

- 2 会長に交替があったときは、北区役所に届け出なければならない。
- 3 班長名簿は、毎年4月1日付け、総会終了後作成しなければならない。

(書類・帳簿等の廃棄手続き及び保存期間の延長)

第18条 保存期間を経過した書類・帳簿等は、主管者において、「廃棄目録」を作成し、該当する書類・帳簿等を添えて会長に提出し承認を得た上、廃棄するものとする。

ただし、引き続き保存を必要とする理由のあるものについては、期間を定めて保存期間を延長することができる。

(細則の改正)

第19条 この細則の改正は、規約第21条第1項第3号、第27条、第28条、第29条、第41条の規定を適用する。

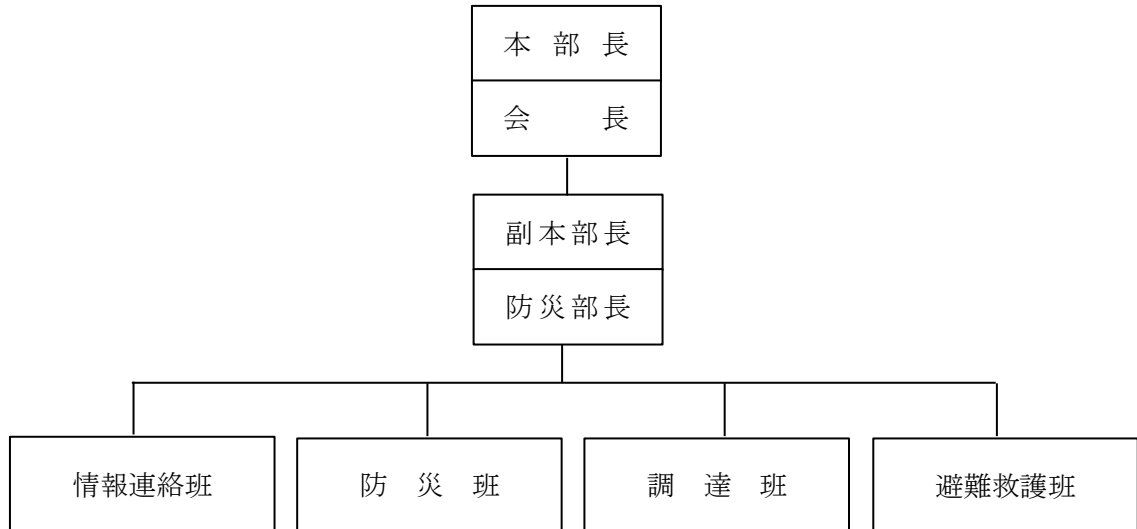
付 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成10年5月17日（総会の日翌日）から施行する。
- 2 この細則（一部改正）は、平成14年5月19日（総会の日翌日）から施行する。

- 3 この細則（一部改正）は、平成21年5月25日（総会の日翌日）から施行する。
- 4 この細則（一部改正）は、平成30年5月28日（総会の日翌日）から施行する。
- 5 この細則（一部改正、第8条祭礼行事及び第9条会計事務5項6項等）は、令和元年5月27日（総会の日翌日）から施行する。
- 6 この細則（一部改正、第3条部制及び事務分担1項、第7条弔意金1項（2）、第12条表彰2項）は、令和4年（2022）5月23日（総会の日翌日）から施行する。
- 7 この細則（一部改正、第3条部制及び事務分担第4項から第6項、第8条第1項、第11条、第13条）は、令和8年（2026）5月25日（総会の日翌日）から施行する。

別表 王子本町二丁目町会災害対策本部編成表



各班の分担

- * 情報連絡班
 - 1 区等の災害対策本部との連絡等
 - 2 救援活動の情報収集

- * 防災班
 - 1 災害状況の把握
 - 2 治安対策

- * 調達班
 - 1 物資の確保及び配布

- * 避難救護班
 - 1 避難状況の把握と対応
 - 2 救護活動